

大阪府こころの健康総合センターからの指導について

医療法人 聖和錦秀会
阪本病院

大阪府こころの健康総合センターより令和3年8月4日付にて「職員による入院患者様の個人としての尊厳を傷つけるような不適切な行為、発言及び虐待が疑われる事案が確認されましたので、ただちに改善してください。」との指導がありました。

当院において、早急に実態調査したところ3-2病棟（認知症病棟）の一部の職員が患者様に対して命令口調や叱責するような言葉遣いと食事介助や移乗の仕方において不適切な行為が確認されましたので改善計画を策定し、大阪府こころの健康総合センターに報告いたしました。

当院では、今般の指導を厳粛に受け止め、コンプライアンスを徹底し、体制の強化を図り職員一同、気持ちを改め再発防止に努める所存です。

患者様ならびに家族様には大変ご心配とご迷惑をおかけしましたこととお詫び申し上げます。